

福井市告示第 2 4 5 号

この条件付き一般競争入札（総合評価方式）に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項の規定に基づき定めたので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

福井市長 西 行 茂

1 入札に付する工事内容

- (1) 工事名 旧越廼総合支所庁舎解体工事
- (2) 工事場所 福井市蒲生町地係
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和 9 年 1 1 月 1 9 日まで
- (4) 設計金額 1 0 4 , 2 0 0 , 0 0 0 円（税抜き）
- (5) 工事概要 解体工事 庁舎

ア 構造 鉄筋コンクリート造

イ 階数 5 階建

ウ 延べ面積 1 , 1 4 0 平方メートル

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次に掲げる条件を全て満たす 2 者により構成される共同企業体であること。

ア この告示の日において、福井市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に市内業者として登録されている者であること。

イ この告示の日において、名簿の工事種目の解体工事に登録されている者であること。

ウ 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）

第 3 条第 1 項の許可を受けてから 3 年以上継続して建設業（解体

工事業に限る。)を営んでいること。

エ 当該共同企業体への出資比率が30パーセント以上であること。

オ 地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事由に該当しないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生又は再生の手続開始の決定を受け、かつ、当該決定に係る手続開始の申立て後に法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者で、福井市が指定する書類を提出したものを除く。)でないこと。

キ 入札参加資格の確認の日において、現に法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止(以下「営業停止」という。)の処分を受けている者でないこと。

ク 入札参加資格の確認の日において、現に福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止(指名除外を含む。以下「指名停止等」という。)の措置を受けている者でないこと。

ケ この工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

コ この工事に係る他の共同企業体を構成する各構成員と、次の各号に掲げる関係にある者でないこと。

(ア) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、

当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。)

(イ) 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(I) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係

(2) 共同企業体の代表者は1者とし、次に掲げる条件を全て満たしていること。

ア 解体工事業について、法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。

イ この告示の日において、名簿に登録された工事種目の解体工事の等級がAである者であること。

ウ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であって、地上2階建て以上又は高さ6.7メートル以上、かつ、延べ面積が500平方メートル以上の解体工事(以下「同種工事」という。)を元請業者又は共同企業体として平成18年4月1日以後に完了した実績があること。ただし、共同企業体としての実績の場合は、その代表者であるものに限る。

エ 次に掲げる条件を全て満たす法第26条第2項に規定する監理技術者(以下「監理技術者」という。)を、この入札に係る工事の現場に専任で配置できること。

(7) 一級土木施工管理技士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有する者（ただし、平成27年度までの資格取得者にあつては、登録解体工事講習の修了又は合格後解体工事に関する実務経験が1年以上ある者に限る。）又は技術士法（昭和58年法律第25号）により建設部門若しくは総合技術監理部門（選択科目は建設部門）において技術士登録を受けている者（ただし、登録解体工事講習の修了又は合格後解体工事に関する実務経験が1年以上ある者に限る。）

(1) 法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、監理技術者、現場代理人又は法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）として、同種工事を元請業者又は共同企業体（代表者に限る。）の立場で施工し、平成18年4月1日以後に完了した経験を有する者。ただし、現場代理人又は監理技術者補佐として施工し、完了した経験を有する場合は、同種工事に携わった時点において、2（2）エ（ア）に掲げるいずれかの資格を有していた者又は登録を受けていた者に限る。

(ウ) 解体工事業の監理技術者資格者証を有する者

オ 当該共同企業体への出資比率が構成員中最大であること。

(3) 代表者以外の構成員は1者とし、次に掲げる条件を全て満たしていること。

ア 解体工事業について、法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。

イ この告示の日において、名簿に登録された工事種目の解体工事

の等級が A 又は B である者であること。

ウ 次のいずれかの資格を有する者を、主任技術者又は監理技術者として、この入札に係る工事の現場に専任で配置できること。

(ア) 一級又は二級土木施工管理技士（二級については種別を土木とするものに限る。）。ただし、平成 27 年度までの資格取得者にあつては、登録解体工事講習の修了又は合格後解体工事に関する実務経験が 1 年以上ある者に限る。

(イ) 一級又は二級建築施工管理技士（二級については種別を建築又は躯体とするものに限る。）。ただし、平成 27 年度までの資格取得者にあつては、登録解体工事講習の修了又は合格後解体工事に関する実務経験が 1 年以上ある者に限る。

(ウ) 技術士法により建設部門又は総合技術監理部門（選択科目は建設部門）において技術士登録を受けている者。ただし、登録解体工事講習の修了又は合格後解体工事に関する実務経験が 1 年以上ある者に限る。

3 入札参加資格の確認の申請

入札に参加することができる資格について確認を受けようとする者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる。）

当該共同企業体の代表者に限る。

イ 資本的関係又は人的関係に関する申告書（様式第 4 号（電子入札システムによる。））

当該共同企業体の各構成員

ウ 特定建設共同企業体協定書（指定様式）

エ 同種工事の施工実績調書（指定様式）

当該共同企業体の代表者に限る。また、施工実績については、営繕課長の確認を受けた後、提出すること。

オ 配置予定技術者調書（指定様式）

当該共同企業体の各構成員。また、当該共同企業体の代表者については、施工経験について営繕課長の確認を受けた後、提出すること。

カ 建設業許可通知（証明）書

法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けてから継続して3年以上経過したことを証明できるもの。

(2) (1)に掲げる申請書等の様式の入手方法

入札情報サービスシステム（<https://www2.ebid.pref.fukui.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）からダウンロードすること。

(3) 申請方法

ア 申請書等の提出方法 (1)に掲げる申請書等は、(1)のア及びイについては電子入札システム、ウからカまでについては持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、書留等配達記録の残る方法に限る。

封筒の表面に「旧越廼総合支所庁舎解体工事」と記入すること。

イ 提出先 〒910-8511

福井市大手3丁目10番1号

福井市財政部契約課工事契約係

ウ 受付期限 令和8年9月4日（金）午後1時まで（必着）

エ 提出部数 1部

4 入札参加資格の有無についての確認の通知

- (1) 入札参加資格の有無について、確認がされた旨の通知は、入札参加資格確認通知書により、当該共同企業体の代表者に対して行う。
- (2) 入札参加資格がないとされた者に対しては、資格がないとした理由を、入札参加資格確認通知書により通知する。

5 資格の有効期間

この資格審査による入札参加資格は、旧越廼総合支所庁舎解体工事に係る入札についてのみ有効とし、当該工事を落札した共同企業体については当該工事が完了した後共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については当該工事に係る仮契約が締結された日に効力を失う。

6 入札参加資格の取消し

入札参加資格があるとされた者（以下「入札参加資格者」という。）が4（1）の通知を受けた後、次のいずれかに該当することとなったときは、その入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 申請書等に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (2) 1以上の構成員が、営業停止の処分又は指名停止等の措置を受けたとき。
- (3) 2に掲げる条件のいずれかを満たさなくなったとき。

7 入札参加資格の取消しの通知

6により入札参加資格者の入札参加資格が取り消されたときは、その旨を当該共同企業体の代表者に通知する。

8 問合せ先

- (1) 入札参加資格に関すること。

福井市財政部契約課工事契約係

電話番号 0 7 7 6 - 2 0 - 5 2 7 7

(2) 工事の内容に関すること。

福井市建設部建築事務所営繕課

電話番号 0 7 7 6 - 2 0 - 5 5 7 8